○国土交通省告示第四百七十号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、平成二十五年国土交通省告示第三百三十九号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行規則附則第六条第四十七項第一号に規定する国土交通大臣が定める取扱量は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第十九項及び第四十一項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の五年前の年から三年前の年までの各年の輸出入に係るコンテナ取扱量の平均として十万ＴＥＵとする。	地方税法施行規則附則第六条第四十八項第一号に規定する国土交通大臣が定める取扱量は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第二十項及び第四十二項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の五年前の年から三年前の年までの各年の輸出入に係るコンテナ取扱量の平均として十万ＴＥＵとする。

附　則

この告示は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第四百七十一号

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、平成二十二年国土交通省告示第二百六十八号の一部を次のように改正し、同令の施行の日（令和八年四月一日）から適用する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　地方税法施行規則附則第六条第二十項に規定する地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、本邦内の各地間の路線のうち、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、新千歳空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港の相互間の路線を除いたものとする。 2　地方税法施行規則附則第六条第二十一項に規定する特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、前項に定める路線のうち、東京国際空港又は大阪国際空港を出発空港又は到着空港とする路線を除いたものとする。	1　地方税法施行規則附則第六条第十七項に規定する地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、本邦内の各地間の路線のうち、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、新千歳空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港の相互間の路線を除いたものとする。 2　地方税法施行規則附則第六条第十八項に規定する特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、前項に定める路線のうち、東京国際空港又は大阪国際空港を出発空港又は到着空港とする路線を除いたものとする。

その他告示

○総務省告示第百四十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第六条の十六第一項及び第二項並びに第十一条第十項及び第十一項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第六百三十八号（平成九年自治省告示第百八十一号の全部を改正する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正